平成２２年（フ）第６０７号
札幌市西区発寒11条４丁目15番７―305号
債務者　長谷川　圭
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６４８号
札幌市南区藤野１条７丁目11番７号
債務者　菊地　勝也
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６８５号
札幌市南区南沢２条４丁目１番９号　サンハイツ麻田103号
債務者　下木　昭二
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５２号
埼玉県入間郡三芳町大字上富558番地５
債務者　下山　実則
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第８９号
埼玉県入間市宮寺2009番地１　シュティルブリーゼ・イノ205
債務者　井上　由紀
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１０８号
埼玉県所沢市糀谷147番地の１
債務者　青木　健次
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１１９号
埼玉県日高市大字下鹿山494番地　こま川団地１街区３棟506号
債務者　内山　俊行
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１５２号
埼玉県狭山市大字水野1028番地の24
債務者　倉西　哲生
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１６号
新潟県長岡市柏町２丁目６番30―204号
債務者　安藤サキ子
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第５０７号
愛知県春日井市鳥居松町１丁目97番地　ＫＩコーポ302号
債務者　田中恵美子（旧姓飯田）
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６１０号
名古屋市緑区大高台３丁目2010番地　モーゼンビレッジⅡ303号
債務者　櫻井　喜代
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４号
滋賀県米原市朝日678番地、前住所滋賀県東近江市八日市東本町９番13号
債務者　下田　富一
1　決定年月日時　平成22年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２２年（フ）第３９７号
大阪府吹田市高野台４丁目４番Ｂ92―303号
債務者　田中　みか
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０４９号
大阪市東淀川区豊新５丁目４番22―107号、前住所京都市伏見区小栗栖南後藤町６番地
債務者　近藤　隆博
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１３３号
大阪府吹田市岸部中５丁目４番３号、前住所大阪市東淀川区北江口２丁目５番５号
債務者　西尾個人タクシーこと　西尾洋一朗
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１４０号
大阪府高槻市柱本６丁目19番５号、前住所大阪府高槻市山手町１丁目15番５号
債務者　嶋田　和浩
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１５６号
大阪市平野区喜連５丁目３番８号　フレンスイーダー21―102号
債務者　近藤　武志
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１８１号
大阪市平野区瓜破２丁目１番68―801号、前住所大阪市平野区喜連２丁目５番41―210号
債務者　藤田　朋美
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部